

## 別記実施基準

### 先端技術を活用した「しまね和牛」緊急改良事業実施基準

#### 第1 目的及び内容

しまね和牛の生産拡大のため、より改良の進んだ繁殖雌牛への世代交代を促進し、購買者ニーズに応える子牛を生産することで子牛市場価格の向上を図るため、ゲノミック評価による繁殖雌牛の選抜を促進することを目的とする。

#### 第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、以下のとおりとする。

##### 1 農業協同組合

#### 第3 ゲノミック評価事業実施基準

本事業の要件は以下のとおりとする。

##### 1 本事業の対象となる繁殖雌牛に関する要件は次に掲げるものとし、(1) または (2) を満たす雌牛であり、枝肉肉質及び脂肪酸組成形質を評価すること。

なお、事業採択においては、(1) の対象となる繁殖雌牛を優先的に採択するものとする。

(1) しまね和牛生産振興事業繁殖雌牛更新対策の対象雌牛であること。

(2) 育種価が未判明で保留を検討している繁殖雌牛であること。

##### 2 所有者又は管理者

事業対象となる繁殖雌牛の所有者又は管理者は、農業者及び農業協同組合等であって、次に掲げるすべての要件に適合するものでなければならない。

(1) 優秀な繁殖雌牛の導入又は保留を積極的にすすめ、肉用牛改良基盤を強化し、その振興を図るものであること。

(2) 所有者が農業協同組合等であって、管理者が所有者と異なる場合、農業協同組合等は、管理者に対し、肉用牛の飼養管理技術、経営に関する指導を継続して行うことができること。

(3) 本事業の対象となる所有者又は管理者の飼養規模は概ね繁殖雌牛3頭～200頭とする。

#### 第4 事業の実施手続き

##### 1 ゲノミック評価実施計画

事業実施主体は、交付要綱第3の規定に基づき、ゲノミック評価実施計画書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

##### 2 ゲノミック評価実施計画の変更

事業実施主体は、ゲノミック評価実施計画書に記載された事項のうち、助成対象頭数を変更しようとする場合は、交付要綱第4の規定に基づき、ゲノミック評価変更実施計画書（別記様式第2号）を

知事に提出しなければならない。

#### 第5 事業実績等の報告

本事業の実績報告は、以下により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、交付要綱第7の規定に基づき、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の末日のいずれか早い日までに、ゲノミック評価実績報告書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

#### 第6 県の助成

県は事業実施主体に対し、この事業の実施に必要な経費（事業実施主体が補助する場合における当該補助に要する経費。ただし、所有者が農業協同組合等である場合は、農業協同組合等が管理者と契約を締結し、管理者へ補助する場合に限って対象とする。）について予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

#### 第7 ゲノミック評価の申込手続き

ゲノミック評価の申込手続きは、「一般社団法人家畜改良事業団における肉用牛のゲノミック評価に係る取扱について」（最終改正令和元年9月18日）に準拠して実施するものとする。

#### 第8 その他

この実施基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 この実施基準は、令和2年5月1日から実施する。

附 則（令和3年4月14日付け農畜第16号）

この実施基準の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月30日付け畜第239号）

この実施基準の改正は、令和5年5月30日から施行する。

ゲノミック評価実施計画書

番 号  
年 月 日

島根県知事様

農業協同組合代表理事組合長名

このことについて事業を実施したいので、先端技術を活用した「しまね和牛」緊急改良事業補助金交付要綱第3の規定に基づき申請します。

1. ゲノミック評価実施計画

(1) 事業申請頭数 合計 ( ) 頭

※事業申請頭数は(2)事業申請頭数の合計を記載すること。

(2) 実施農家

所有者または 管理者名	所在地	飼養頭 数	事業申請 頭数	備考

※飼養頭数は、申請時点の頭数を記載すること。

※申請時点で飼養頭数が事業要件を満たしておらず、当該年度中にしまね和牛生産振興事業繁殖雌牛更新対策等を活用し、飼養頭数が事業要件を満たすことが確実と判断される場合は、その旨を備考欄に記載すること。

ゲノミック評価変更実施計画書

番 号  
年 月 日

島根県知事様

農業協同組合代表理事組合長名

令和〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇〇号で承認通知のあった事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、先端技術を活用した「しまね和牛」緊急改良事業補助金交付要綱第4の規定に基づき申請します。

1. 変更理由

2. ゲノミック評価実施計画

(1) 事業申請頭数 合計 ( ) 頭

※事業申請頭数は(2)事業申請頭数の合計を記載すること。

(2) 実施農家

所有者または管理者名	所在地	飼養頭数	事業申請頭数	備考

※飼養頭数は、申請時点の頭数を記載すること。

※申請時点で飼養頭数が事業要件を満たしておらず、当該年度中にしまね和牛生産振興事業繁殖雌牛更新対策等を活用し、飼養頭数が事業要件を満たすことが確実と判断される場合は、その旨を備考欄に記載すること。

ゲノミック評価実績報告書

番 号  
年 月 日

島根県知事様

農業協同組合代表理事組合長名

このことについて事業の実施結果を、先端技術を活用した「しまね和牛」緊急改良事業補助金交付要綱第7の規定に基づき報告します。

1 ゲノミック評価実施実績

(単位：頭、千円)

補助対象頭数	補助金額

2 実施農家

所有者または管理者名	所在地	補助対象頭数

※ゲノミック評価結果を添付すること。